

Title	社会学における秩序と権力の問題：主意主義的視点からの検討
Sub Title	On the Concept of Power and Order in Sociology
Author	霜野, 寿亮(Shimono, Toshiaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.4 (1986. 4) ,p.77- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860428-0077">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860428-0077</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 社会学における秩序と権力の問題

——主意主義的視点からの検討<sup>(1)</sup>——

霜野寿亮

- I、はじめに——問題の所在
- II、デュルケムと社会的事実
- III、ウェーバーと秩序概念
- IV、パーソンズと主意主義的行為理論
- V、ルーマンと等価機能主義
- VI、ホマンズと社会行動
- VII、ブラウと交換理論
- VIII、結びにかえて

### I、はじめに——問題の所在

秩序と権力の問題を論じることにはいささかの恥じらいがある。それは、どうあがいても純粹に科学的な方法で、秩序と権

力につき、「なぜいかにして」を解き明かすことはできないとの思いが重くのしかかるからである。しかし、権力の社会的役割を少しでも科学的に解明しようと願う筆者の観点からすれば、秩序の意義を問い権力の機能を問うことは避けることのできない課題である。これは、筆者にとり、いつかは行なわなければならぬ仕事なのである。そのための準備作業として、秩序と権力の関係がこれまでどのように捉えられてきたかを、まず社会学のなかで確認するのが本稿の目的である。社会学理論に着目するのは、伝統的に社会学が、社会全体の統合・安定・統制に目を向けてきたからにはほかならない。なお、政治学についても次稿で検討する予定である。

ところで、秩序がいかに形成されてくるかを問うことは、理

論社会学の最終課題であるにも係わらず、この問題に対する研究は思いのほか少ないのである。自然のうちには社会秩序が存在し、それは発見され、理解され、記述されうると仮定することはすべての社会学理論に共通していると言われるように〔ア四一頁〕<sup>(2)</sup>、社会秩序を所与とし、社会の中で個人がどのように相互作用するかを問うことは広く行なわれてきている。しかしながら、個人がいかに社会そのものを形成してきたか、社会の中に秩序をいかに作りあげてきたかについては、数えるほどの理論しか見出すことができないのである。また、そうした試みのなかで権力を取り扱ってゆく理論は極めて稀である。それゆえ、秩序形成の理論化に寄与し権力に言及した理論として検討の対象になるのは、主に機能主義理論と行為理論の系譜である。それに、最近になり注目を集めている交換理論を挙げておけば、この問題に対する学説史的目配りは十分であろう。そうして、幾人かの研究者でこれら理論の系譜を代表させるとしても、機能主義理論からはエミール・デュルケムを、行為理論からはマックス・ウェーバーを、この二つの流れを統合した機能主義的行為理論からはタルコット・パーソンズとニクラス・ルーマンを、そして交換理論からはジョージ・ホマンズとピーター・ブラウを選んでおけば不足はないと思われる。

さて、これら理論の検討を効率的に行なうため、できるだけ次の七項目に分けて考察してゆきたい。A、秩序形成。B、間主観性の確保。C、主意主義的説明。D、政治権力の創出。E、

正統性の論理的説明。F、理論の基本的前提。G、論理的課題。このような項目の立てかたをするのは、間主観性の一部として秩序があり、秩序の一部として正統性があり、秩序を確保する手段として権力が存在すると、筆者が本能的には考えているからである。ここでは、秩序とは行為の計算可能性のことであり、間主観性とは我々意識あるいは共通の解釈装置のことを意味している〔ニ三九―四四頁、ウ一九四―一九五頁、エ二二頁〕。

そして、秩序ないし社会全体についての説明が科学的であるためには、その説明が、個人とくに個人の自発的意図から解明されていなければならないと考えているからである〔オ七七頁〕。従って、これまでの理論が、間主観性とのからみで秩序や権力を説明してきたかどうか、間主観性を説明する時の理論的前提は何であったか、その前提は主意主義的観点からいかに評価されるかを見てゆくの、本稿の内容であるということになる。

## II、デュルケムと社会的事実

本節ではエミール・デュルケムが残した方法論的考察の書である「社会学的方法の規準」〔カ〕を取りあげ、デュルケムに対するパーソンズの解釈を参考にしながら〔サ〕<sup>(3)</sup>、社会秩序に關するデュルケム理論を検討してみた。デュルケム社会学の根幹が、「社会的事実」の概念にあることは言うまでもない。社会的事実とは「個人に外在し、且つ個人を強要することのできる一種の強制力」〔カ三〇頁〕であり、個人意識より成立す

る心理的現象には還元することができない新種の集合的信念・意向・慣行であるとされている〔カ三〇、三四頁〕。このように、集合的意識の果たす役割をデュルケムが強調するのは〔サ一四一―一六頁〕、社会学を彼の考える意味での科学に引きあげようとしていたからにはほかならない。すなわちデュルケムによれば、科学であるためには、(1)先有観念を排除して、(2)共通の属性ないし外部的特徴を持つ物を観察によって探りだし、(3)それをひとつの単位として考察すべきなのであり、(4)その際、観察の主観性は、集合的観察においては排除できるとされているのである〔カ二六―二七八頁〕。こうした方法論的立場が彼の理論構成に大きな影響を及ぼしているのは当然であり、社会秩序に関する理論構築においても決定的な性格を刻印しているのである。この点を念頭に置きながら、以下、簡単に検討してゆきたい。

A. 秩序形成… 秩序問題はデュルケムの主要関心でありながら〔サ二〇―九頁〕、彼は社会秩序の生成について深く論究することをしていない。その理由は、デュルケムの方法論的立場よりすれば、社会現象はその原初的起源に遡る必要までもなく説明しうるのであり、また説明しなければならぬからである〔カ一五〇頁〕。換言すれば、社会的事実概念の採用が、社会の存在を所与として、しかも社会のなかにはなにがしかの秩序——ただし秩序概念の規定は明確ではない〔キ三三六頁〕——が存在するものとして、分析することを要求したと言えよう。

デュルケム自身、社会生活を可能とさせるにすぎない人間性の普遍的特徴に、“社会的因子”が加味されて人々の間に集合的傾向が生まれてくると述べている〔カ一五〇頁〕。この社会的因子という概念に明らかになく、デュルケムの考えでは、個人は常に社会的制約（これこそが社会的事実である）のもとで行動していると想定され、社会のうちには秩序ある行動の成立が想定されていると判断してよいであろう〔カ二四五―一四六頁〕。デュルケムの言葉によれば、“一切の社会は継続の中断なしに他の諸社会から生ずるのであるから……”〔カ一四九―一五〇頁〕。

秩序問題に対する方法論的立場のかかる応用から、社会の誕生については何も具体的に言明することができないとデュルケムは断定する。このようにして彼は、社会形成の事実的説明を明確に避け、それにかわる論理的説明を求めてゆくのであるが〔カ一八七頁〕、その論理的説明についても、具体的内容は殆ど与えられていないのが実情である。わずかに見いだされるのは、個人意識の原初的加工過程が心理的事実を社会的事実に変形する加工過程と類似するという指摘〔カ一五六頁〕であり、分業の進展が連帯を生み出すという示唆と、慣習化のメカニズムに対する言及〔サ三三―三三頁〕でしかない。しかし、これら論理的具体的構成はさだかではなく、またデュルケムにとって不可欠の論理構成であるわけでもない。結局のところ、彼が強調するのは、歴史的にみて最も義務的であり、一切の新規性の淵源であるとして導入された、結合の事実という前提にほかなら

ない。そして、結合の概念が、所与とされる社会を指示する概念の読み換えにすぎない以上、この前提のなかには社会と秩序の存在がすでに予定されてしまっているのである(「カ11一四六一—四九頁」)。

**B、間主観性の確保**… 上述の如く、社会と秩序の存在が理論的前提であれば、間主観性が如何に成立してくるかについて説明のないことは簡単に予測できる。デュルケムは、人間行為が究極的な価値体系と切り離しては理解できないと認めつつも(「サ11二八頁」)、その価値体系がどのように成立してくるかを問おうとはしなかった(「サ11二二頁」)。なぜなら、社会のなかには共通の道徳感情として個性の尊重が存在する、あるいは規範的規則に対する尊重の態度が存在するとみなされるがゆえに、たとえそれらの成立過程を説明せずとも、社会秩序の成立を説明することは可能であると考えられていたからにほかならない(「サ11四七—四八、一一二頁」)。彼にとって、社会現象は社会学者に提供される事件でしかなく(「カ11五七頁」)、社会的事実は個人から独立しており(「カ11七七頁」)、社会的事実の存在理由をその外部に捜す必要はないのである(「カ11四頁」)。すなわち、結合の事実そのものが行為者の間に特定の規範・制度・意識など強制的にもたらし、行為者を拘束してしまうからである。かかる説明の方式では、共通の意識が成立してくるメカニズムについて論理展開を加えるまでもなく、各個人は集合的意識に基づいて秩序ある行動を取ることが予定されていることになる。デュル

ケムにおいては、間主観性は社会の成立と共に生じていると理解せざるを得ないのである(「カ11二、三一、一四六一—四七頁」)。

**C、主意主義的説明**… デュルケムは個人が社会に先立つ存在であることを認めながらも、「社会は諸個人の単なる和ではなくて、諸個人の結合によって作られた組織」(「カ11四七頁」)であることを強調する。その意味するところは、生物を構成する分子の結合こそが、「生命を特徴づける新しい諸現象の原因であり、しかもこれらの新現象は、萌芽の形においてすら、結合した諸要素のいずれのうちにも見出されない」(「カ11四七頁」)という点にある。これを社会にあてはめれば、社会的現象の一切は社会そのものの次元で説明が完結しなければならず、個人の次元に下ろしてはならないことになる。デュルケムは主意主義的説明はもとより、個人主義的説明の立場をも基本的には否定するのである(「カ11三九頁」)。

ただし、デュルケムは個人の役割を完全に否定しているわけではない。彼は社会的事実の発生に個人が果たす役割を認めており、社会的事実が依存する条件に、人間の持つ傾向・要求・欲望が作用することについても言及している(「カ11二、一三—三五頁」)。また晩年のデュルケムに主意主義的側面を見いだすことは可能であるとも言われている(「サ11九六頁」)。ただデュルケムが強調するのは、社会的事実である社会制度の存立理由を個人に尋ねてみても、不正確かつ部分的なことしか分らないという主張である(「カ11九頁」)。なぜなら、社会制度が個人の要求に

応えるものであるとしても、科学的説明としては、その事実たる制度を生みだした原因が個人の欲求にあるとみることはできず、人々が結合したという社会的事実を求められなければならないからであると言う〔カ＝一三九―一四八頁〕。たとえ事実の効用を明らかにしても、デュルケムの方法論よりすれば、それは事実の発現と存在を説明することにはならないのである〔カ＝一三三頁〕。さらに、彼によれば、個々人の要求は主観的であるがゆえに無秩序なのであり〔サ＝一六六―一六七頁〕、各個人が持つ道徳意識は個人差ゆえに社会的には一致しないのである〔カ＝一〇五頁〕。それゆえ、個人の欲求や意識から社会的秩序の成立を直接に説明することはできず、この点からも秩序の源泉は社会的事実のなかに見いだされなければならないとされるのである〔サ＝一六七頁〕。

**D、政治権力の創出**…デュルケムは、社会統制の必要性を、人々に取り込まれた究極的価値態度が不活性であるという点に求め〔サ＝一九〇頁〕、また強制力の源泉も人々の集合的感情に由来していると言う〔カ＝一〇三―一〇四頁〕。そして、社会的事実の及ぼす拘束は「個人が……一つの力の前に自己を見出すということに基因する」〔カ＝一六八頁〕とされ、規範が行為者の目的の一部を構成するようになり、規則に自発的に帰依してゆくことが拘束の真髄なのであると言う〔サ＝一二五、一二七頁〕。しかし政治権力に関連してデュルケムから直接知りうるのはいかなる位のことではない。

佐々木の指摘〔ク〕によれば、デュルケムの政治社会学理論は、彼の理論体系の中核を構成するものの、政治・権力・国家について格別多くが語られているわけではない〔ク＝二七―一九頁〕。彼が用いる機能的説明の方法と分業の理論とから知ることができるのは、それらが社会の中で果す役割のみである。

すなわち、政治社会とは何よりもまず権力の構成体であり、分業の結果生まれてくる諸種の二次的集団から構成された、他のいかなる権威にも服することのない一社会であるとされ、次いで国家とは社会を構成する諸集団が服する最上位の権威であるとされている〔ク＝二二―二三、一三三頁〕。この定義からは、政治ないし国家が権力を手段に、社会の中に連帯を確保する管理的機能〔ク＝二三頁〕を果していることはわかるものの、そのような管理的機能が何故に生れてきたのかの論理的説明はなされていないのである。

**E、正統性の論理的説明**…同じく佐々木によれば、デュルケムは、国家が行使する権力に与えられる正統性の根拠を、「諸個人が共同態を献身の焦点として、それに統合される強さに応じ、国家機関がその共同態のための統治機能を遂行し得る有能さという用具性によって同機関に授与される信頼のうちに求められなければならない」〔ク＝一三三頁〕と規定する。そしてここで注意すべきは、社会の中には一定の価値が共有されている点である〔ク＝二三頁〕。それゆえ、個人が社会に共有されている価値に基づいて国家の権力行使を正当か不当か判断す

るのであれば、正統性は個人の同意に委ねられてはいるものの、その価値内容については論理的な説明が省かれていることになる。

ただしデュルケムは、社会的普遍性なる概念（これは大多数が現に共有している性格や特徴を意味している）で示される平常類型を人々にとって好ましい状態と考慮しており、観念だけでこの状態の内容を決定してはならないとしている（「カ＝一一一一―一二頁」）。さらに、彼は全共同生活の本質的条件として服従の精神を挙げている（「カ＝一七〇頁」）。これをみると、デュルケムの正統性概念を同意の観点から眺めうるとしても、彼の関心は正統性を諸個人の自発的意思による対立統合過程から論理的に説明したり、もしくは思想的に判断することにあるのではなく、社会そのものが威厳をもって人々に臨むことからたらされる社会的拘束（「カ＝二〇頁」）を確認することにあつたと言ふことができよう。

**F、理論の基本的前提**… 以上考察してきた秩序生成に関するデュルケム理論の論理構成には、社会成立についての隠された前提があると思われる。それを端的にあらわすのが次の文章である。「社会は自己に對する自由検討を、それが正当になされる限り決して惧れない。なぜなら、反省は、社会的存在が個人的存在に比していかに豊饒であり、いかに複雑であり、またいかに持続的であるか、ということを人間に理解させることによって、何故に彼が服従を要求されるのであるか、また何故に

習慣的に愛着及び尊敬の諸感情が彼の心内に植えつけられたのであるか、ということの明白な諸理由を、彼に啓示するばかりだからである」（「カ＝一六九頁」）。もともと人間の欲望には際限がなく、個人とは無限に自己の拡大を要求する存在でありながら（「サ＝一一五、一四三頁」）、個人的生活よりも社会的生活のほうが、人々にとってはるかに効用が高いと見るデュルケムの認識がここには示されている。そして、この個人と社会に対する認識は、特にその理由を説明されるまでもなく理論の主要な構成要素となつているがゆえに、彼の理論の根本前提であると考えざるを得ないのである。そして、この前提があればこそ、結合の概念も秩序の存在も前提として、理論の出発点に据えられていたと理解することができる。この根本前提に限りさえ、個人還元、特にその意識に対する還元であるとして彼により強く批判されている社会契約論に（「カ＝五八―五九、一六九―一七〇頁」）、デュルケムも極めて近似していると言えよう。

**G、論理的課題**… 社会秩序の形成に関するデュルケムの理論展開を見ると、功利主義的立場と対決していることがよくわかる。功利主義的行為理論は、社会の凝集と統合を交換過程の互酬的便益から説明することには成功しておらず、交換を成立させる制度は交換の契約に先立って成立すると考えるべきである、と彼は言う（「サ＝一七―二二頁」）。デュルケムが、欲望の複合体からは引きだせない契約の非契約的要素として導入するのが社会規範——例えば有機的連帯——にはかならず、これは

行為の外部にあると共に行為目的の一部をも構成することにより、行為を規制するとされている(「サ」四七、五二―五三、六五―六七頁)。確かにこの発想は功利主義を生物学的還元からは救済しているが(「サ」一六―一七頁)、社会秩序の生成に関して社会規範を所与とし、その成立を不問に付す立場であるといえよう(「サ」一一二頁)。このように、デュルケムの論理展開が前提で述べた暗黙の諸前提に裏づけられているのであれば、その前提を明確化しあるいは補強することがデュルケム理論の第一の課題となる。第二には、明示された前提から結合の概念を論理的に派生させ、さらには秩序の存立理由までも説明し、経験的事柄と照合し接合をはかることが残された課題となる。その時、理論が同義反復に陥らないためには、社会的要因を前提から除去することが要請されなければならない。デュルケムは公理演繹体系を観念論として批判するが(「カ」四八―五二頁)、理論の方向としては、社会契約理論を援用しつつ主義主義的個人主義の立場から理論の体系化を図ることが、論理展開をより精密なものとするにちがいない。

### Ⅲ、ウエーバーと秩序概念

方法的個人主義の強力な提唱者として、また行為理論の強力な推進者として、現代社会学理論の主要水源に連なるマックス・ウエーバーは、秩序と権力についてもかなりの程度に組織だった考察を加えている。言うまでもなくウエーバーの理論は

「理解社会学」を軸に展開されている。しかし、これはあまりに著名な方法であるから、簡単にでも前もって要約紹介する必要があるまい。ただちに、理解社会学と方法的個人主義という二つの視点から、秩序と権力の問題がどのように説明されているか、その論理構成を見てゆきたい。ここでは「社会学の根本問題」(「シ」)に基づき、パーソンズの解釈(「セ」)を参考にしながら検討してゆくことにする。

A、秩序形成…秩序がいかにかに成立してくるかについて、ウエーバーは直接の言及を避けている。社会秩序を成立させる仕組を解明せんとする意欲は感じられるものの(「シ」二七、五〇頁)、どうも「秩序の問題」は曖昧にされているようである(「ス」一九六頁)。その理由はウエーバー社会学の基本的立場に由来していると思われる。彼がめざすのは解釈による因果的理解からなる社会学であり(「シ」八頁)、彼が考察対象の核に置くのは、主観的意味を含ませた行動としての行為であり(「シ」八頁)、あるいは「意味の理解が可能な行為という合理的構成物のみ」(「シ」二二頁)である。そして、彼が考察の出発点に置くのは、他の人々の行動と関係を持つことによる社会的行為であるが(「シ」八頁)、その行為が社会的であるか否かは、「自分の行動の意味が他人の行動に向けられて」(「シ」三六頁)いるかどうかにかかっている。そうして社会的関係というものは、「意味内容が相互に相手を目指し、それによって方向を与えられた多数者の行動のこと」(「シ」四二頁)であるとされている。このように、



動機の意味を理解する立場(シ11五頁)から行為・社会的行為・社会関係を定義し、そのうえでウェーバーは、秩序を「行為が或る明らかな原則に……従っている場合に限(られた)社会的関係の意味内容」(シ15〇頁)と定義する。そして、この具体的形態としては慣例と法とを挙げているのである(シ15四―15五頁)。

ここで重大なのは、ウェーバー社会学で考察が容易なのは既に秩序を有するとされる社会的行為であり、秩序自体の生成を問うことは考察範囲の外に置かれやすいという点である。このことは、資本主義の精神とプロテスタンティズムの關係究明における、宗教的意味体系を前提とする彼の議論展開ひとつで例証することができよう(セ17八―17九頁)。ただし、彼が主張するのは、社会関係が「正当なる秩序」の存在という觀念に支配されることがあるという点であり(シ15〇頁)、何ひとつ闘争のルールを守らぬ残酷な社会闘争を社会の中から排除してしまうということではない(シ16二―16四頁)。また社会的關係の意味が完全に相互一致している必要もないとされている(シ14四頁)。しかし、そうした言明にも係わらず、社会的關係の意味内容として秩序が規定され、しかも「社会的關係というのは、偏に、意味の明らかな方法で社会的行為が行なわれる可能性ということであって、この可能性が何に基づくかは、差当っては問題でない」(シ14二頁)とされているのを見ると、意味ひいては秩序がいかに成立するかその条件や過程を問うこ

とはウェーバーの視野にはなく、意味ないし秩序の存在を前提に理論が構成されてきたと言いうことができるのである。

**B、間主観性の確保**…ウェーバーが提唱する理解社会学の方法には間主観性の前提があると思われる。なぜなら、彼は意味を含まぬ過程や事物を与件であるとみなしたあと(シ1二二―1二三頁)、まず「理解」という手続きについて次のように述べている。「意味を指す行為を解釈によって理解するという社会学(において……)理解とは、第一に、行為……の主観的意味の直接的理解を指(し……)、第二に、説明的理解を指す。……(として)後者は行為の意味を動機的に理解することであり、……行為の意味を研究する科学にとっては、『説明』とは、その主観的に考えられた意味から見て、直接に理解され得る行為を含むところの意味連関を把握することにはかならない。……(そして、ここでいう)『動機』とは、行為者自身や観察者が或る行動の当然の理由と考えるような意味連関を指す」のである(シ14一―14六、14九頁)。確かに、別の所では理解の程度に関して言及されたり(シ1九一―19〇頁)、意味の不一致が生じる可能性についても触れられてはいるものの(シ14三―14四頁)、ここに記された方法を実行に移すためには、行為者と観察者との間に部分的にでも重なりあう意味体系が前もって共有されていなければ不可能である。

それゆえに彼は、説明に意味適合的と因果適合的との二種類あることを明らかにする。そして、思考や感情の「平均的習

價”からみて連関性をたどるのが意味適格的であるとす(「シ  
 一九一〇頁」)。ここで強調されているのは、多くの人々に良  
 く知られている意味の規則性である(「シ二二頁」)。また社会学  
 は、意味理解を可能とさせる合理的前提のうえに法則の大部分  
 を立てているとも述べている(「シ二二〇―二二二頁」)。さらに、社  
 会学の研究対象は、多数の行動に現われる同一主観的行為の類  
 型であると言う。かかる類型的行為は、現実の行動によってか  
 あるいはその行動が身につくことよってかして、意味の規則  
 性が与えられている習慣や慣習の場合にまず見られ、次いで、  
 経済の領域における規則性の如く、多数の者が同じような主観  
 的見解に従った行動(純粹目的合理的行動)を採用する場合にも  
 見られると述べている(「シ四六―四八頁」)。続けて彼は言う。  
 利益社会関係が共通の事情に直面し、そうした事態に対する感  
 情のなかから生まれてくる一体感や取決めを含むようになり、  
 始めて共同社会関係すなわち共同体が成立するのであると(「シ  
 六九―七〇頁」)。このような記述に共通しているのは、人々相  
 互に理解しあえる意味の共有という主張であり、ウェーバー社  
 会学において、間主観性の概念は秩序の概念と同様の立場にあ  
 ると考えられる。すなわち、間主観性の存在は、その成立につ  
 いて説明するまでもなく自明の理論的前提とされているか、あ  
 るいは説明の必要を認めない理論的前提とされているのである。  
 パーソンの指摘によれば、ウェーバーの方法論には常に概念  
 図式が所与として存在しているのである(「セ二一八〇頁」)。

C、主意主義的説明…ウェーバーが方法的個人主義を採  
 用する以上、主意主義の採用に向かっていたかもしれないとは  
 当然予想されることである。方法的個人主義については次の  
 文章を引用しておけば十分であろう。「社会学……にとつては、  
 行為の意味連関だけが把握の対象である」(「シ二二二頁」)。「別の  
 ……認識目的や実際の目的から見れば、社会集団……を個人…  
 …と全く同じように取扱うのが便利なこともあるし、また、避  
 け難いこともある。ところが、社会学による行為の理解的解釈  
 から見れば、「こ」のような集団は、諸個人の営む特殊な行為の  
 過程および関連にはかならない。なぜなら、私たちにとつては、  
 諸個人だけが意味ある方向を含む行為の理解可能な主体」(「シ  
 二二二―二三頁」)なのである。ウェーバーはこのように貫徹した個  
 人主義の立場を取り、社会現象は個人主義的に行為を理解する  
 ことを通してのみ説明されうとしている。しかし他方で、経  
 験的 sociology がその仕事を遂行するためには、意味理解の予備的  
 考察として機能的説明を導入することが有効であるとし、動機  
 と行為が準拠し判断される基準として社会全体を提出している  
 のである(「シ二二九―二三〇頁」)。この矛盾した態度のなかに、主  
 意主義への道のりの長さを見てもうかがうことができるであろう。  
 D、政治権力の創出…周知の如くウェーバーは、「或る社  
 会的関係の内部で抵抗を排してまで自己の意志貫徹するすべ  
 ての可能性」(「シ二八六頁」)と権力を規定し、この権力がその一  
 部に含まれる強制力(「シ二八五―二八六、九〇頁」)と政治の關係に

ついでには次のように述べている。「規則によって対外的に制限され閉鎖された社会的関係は、その秩序の維持が、その実施を特に目的とする特定の人間の行動によって保証されている場合……『団体』と呼(ばれる)。…(ここでは)秩序の強制を目的とする行為こそ(が)、社会学的に見れば、閉鎖的な社会関係という事実に対して一つの真に重要な新しい特徴を加えるもの」(シ＝七八七九頁)なのである。そして、他の行為と比較して、団体の行為を規制する秩序を行政秩序と呼び(シ＝八三頁)、団体構成員が効力ある秩序により支配関係に服従している場合にこの団体を支配団体と呼んでいる(シ＝八七頁)。

このように概念の整理をしたうえで、政治と国家についてウェーバーは言及する。「或る地域内における支配団体の存立とその秩序の効力が、行政スタッフによる物理的強制の使用および威嚇によって永続的に保証されている限りにおいて、この支配団体は『政治団体』と呼ばれる。…(また)政治団体の特徴としては、秩序の保証のために暴力行為を使用する(少なくとも、併用する)という事実のほかに、或る地域に対する行政スタッフおよび秩序の支配を要求し、これを暴力行為によって保証するという特徴がある」(シ＝八八―八九頁)。そして、政治団体が正当な物理的強制を要求するかぎり国家と呼ばれるとし(シ＝八八頁)、国家は「その実定的秩序が、特定の活動範囲内において、或る規程に合致する一切の行為に比較的效果的に強制されるような」(シ＝八五頁)強制団体の典型であるとしてい

る。この記述からみるかぎり、ウェーバーにとって政治とは秩序を維持し強制するところの行為であり、その手段として国家と強制力が存在させられていると理解することができよう。これは極めて基本的な構想のみに止まるが、秩序と明確に関係ずけて政治と権力を説明している点は高く評価されなければならない。しかし、なぜに秩序は強制されなければ維持されないのかの説明が、方法論的個人主義の立場からなされているとは言えず、また同様に秩序の強制の意義が十分掘り下げられているわけでもない。従って筆者の観点からすれば、ウェーバーは社会秩序との関係で、政治と権力の出現を論理化する方向を明確にしたにすぎないとまとめておくことができよう。

E. 正統性の論理的説明…この点に関しては、ウェーバーの言う「秩序の効力」と関係づけて考えることができよう。それによれば、「社会的関係は、当事者の側から見て、『正当なる秩序』の存在という観念によって支配されていることがある。(そして)実際に支配される可能性を、その秩序の効力と呼ぶのである。…(この際)行為が…秩序の平均的な意味…に背いたりする時でも、何らかの程度で拘束力ある規範として存在する効力の可能性は作用しているのである」(シ＝五〇―五一頁)。このように秩序が持つ支配力に触れたあと、ウェーバーは正当なる秩序の種類に言及する。それによると、秩序の正当性を保証するのは、内的には感情的信奉・価値合理的信仰・宗教的信仰の三者であり、外的には利害関係であるとする。そし

て秩序の具体的内容として、他者の非難を招く可能性が支える慣例と専任スタッフによる強制が支える法とを挙げている。さらに人々が秩序に効力を認める理由を分類し、伝統・感情・価値合理的信仰・合法性を挙げている(『シ』五四―五五、五九―六一頁)。

さてウェーバーは、権力の正当性を、秩序——権力はそれを維持する手段の一つである——の正当性のなかでかく論じることにより、権力の正当性を社会的関係の意味として観察することと成功したと言えよう。この点についても筆者はウェーバーを高く評価する。主義主義の立場からすれば、権力の判定も、人々が作りあげようとしている秩序の内容からしか判断できないのであるから。しかし、それゆえにこそ、権力の正当性をただ秩序と関連づけて考察するだけでは不十分なのである。なぜなら、この方法は、秩序の意義が複数個人の意見集約から解きあかされているのであれば、権力の正当性の議論に明快な結論をもたらすはずである。けれども、そうでない場合は、秩序に対する判断を思惟にまつりあげ、観察に従事するほかはないからである。だがウェーバーが示したのは、秩序の強制がいかになされるかの、あるいは人々がいかに服従するかの過程に関する記述であり、秩序の強制が何故に行なわれるかについての明確な論理的説明は、いま前項で見てきたように未だ与えられていないのである。

F. 理論の基本的前提… 理解社会学の観点から行為の意味

を問い、秩序とその効力について言及するウェーバーの理論展開には、主に二つの基本的前提が隠されていると思われる。それらは共に秩序の成立に関連を有している。

(1) 秩序の構成要素である慣例の前身とも言える、慣習の安定性について次のように述べられている。「慣習の持つ安定性というのは…多くの人たちの行為が現実慣習…に従った態度を取っているため、自分の行為を慣習に従わせない人間は…不利益を蒙らざるを得なくなるということから来ている」(『シ』四九頁)。そして、同様のことが利害関係による安定性の場合にもあてはまるとされている(『シ』四九頁)。また全く別のところでは、原始的宗教規範を発生させるのは、その規範に従う行為がもたらす孝験すなわち効用であると記している(『セ』一四四―一四六頁)。これら記述をみるかぎり、ウェーバー社会学には、個人に効用をもたらすものとしての秩序という命題が、明らかに潜んでいると思われる。

(2) 彼が目的合理的行動を強調し、理解社会学を主張する接点には、秩序形成の主要な役割を果たすものとしての目的合理性が特殊な形で想定されているようである。まず利害関係による安定性について説明しているところでは、「自分の類型的な主観的な経済的利益を目的と考える…」彼らが純粹目的合理的に行動すればするほど、或る状況への彼らの反応は似たものになり、そこに生まれる態度や行為の類似性、規則性、連続性は、或るサークルの人たちが実際に拘束力があると思っている規範

や義務に従った行為に比べて、遙かに安定度の高い場合が多い」（『シ＝四八頁』）と述べられている。また、理解の方法についても次のような記述がある。「自明と認められる……目的から、それに用いられる手段が……必ず生むであろう結論を導き出す場合も……その意味を明瞭に理解する。（この）ような合理的方向を持つ目的的行為の解釈は……いつも最高度の明確性を有している」（『シ＝一〇頁』）。この二つの命題を重ね合せると、秩序の成立にとつても社会学的理解にとつても、人々の間に目的が共有されていることが好ましいことは明らかである。合理的類型を対象とするウェーバー社会学において、この点が実は共有されているものとみなされて、論理的前提とされているのはなからうか。あるいは、厚東が述べる如くウェーバーは人間の持つ『意味賦与能力』（『ス＝二〇三頁』）に多大の信頼を寄せていたのかもわからない。いずれにしても、各行為者の目的が、所与とされるか等しく見いだされていると考えるのでなければ、秩序の効用を思わせるところの、前項や本項(1)で挙げたような記述をすることはできないはずである。

**G、論理的課題**…秩序と権力の存在に関するウェーバー理論に残された課題は、前項で指摘した基本的前提を明示化することに尽きると言えよう。たとえば彼の言い方を借りると、ルールなき残虐な闘争もルールによる紳士の闘争も社会のうちには存在可能である（『シ＝六二頁』）。これは、ウェーバーが規定する意味での秩序が社会に固有の属性ではないことを意味してい

る。それでは、ルールなき状態からルールある状態に移行するのはいかなる事情に由来するのであろうか。これを説明するためには、行為者が自己の行為に寄せる「意味」とはなにかを概念規定し、さらには秩序が人々に対して持つ意味を個人主義の観点から明らかにする必要がある。かかる作業を加えることにより、ウェーバー社会学は主意主義的説明を貫徹することができるとはならずである。この点を閉却したために、彼の説明は常に類型的説明に終始することになってしまったのではなからうか。謂わば、平均的意味の〈合理念型〉と、秩序と権力の成立についての〈合理念型〉こそが必要とされているのである。

#### IV、パーソンズと主意主義的行為理論

ホップスの提起した秩序問題に、社会学のなかで最も精神的に取組んだ理論家としてタルコット・パーソンズを挙げることでできよう。彼は行為理論の系譜のうえでウェーバーに連なり、主意主義をめざす行為理論の構築を理論全体の出発に置く。そして、行為理論を基礎に機能主義的社会体系論の展開へと歩を進めるなかで、秩序生成過程の論理的解明にまで切り込もうとするのである。この点いかに理論構成されているのか、本節ではその要点のみを見てゆくことにする。というのも、パーソンズ理論の全体についてはあまりに良く知られており、筆者により別に論じられてもるのである（『2』、彼の理論展開を逐一追跡することは省略したいからである）。

従って、項目別検討に先立ち、あらためて理論内容を紹介するまでもないが、必要最低限の大筋のみを示しておけば次のおりである。周知の如く、彼の理論体系は明確な論理展開で構成されている。彼はまず行動との比較で「行為」を規定し、各行為者がいかに行為を執り行なうかを「志向」と「型の変数」の概念を用いて明らかにする。次に、複数の行為者が集まって「社会体系」を構成する過程を「役割」の概念を接点にして考察する。続けて彼は、制度化された役割である「制度」を常數とした「構造機能分析」を採用する。これにより、構成員の行為を機能的ないし逆機能的に振り分けることができ、社会体系の静態が分析されてゆく。そして最後には、「機能的前提要件」や「AGIL図式」という概念枠組を使用して社会体系の動態を分析し、その変動過程までも処理しようとするのである。要はこの静態動態二つの分析によって、社会体系の維持と存続が説明されている点にある(ツ、タ、チ)。

**A、秩序形成**… パーソンは秩序という用語をあまり使わないので、その定義を探したのは困難である。強いて読み込めば、社会体系に対する破壊的行動が最小化されている状態が彼の言う秩序であると推測できよう(タ三三七頁)。彼はこの言葉に代えて安定や統合という用語を多用する(ツ三三九頁、タ四三三頁)。そして、この意味での秩序が、独立した諸個人の行為からいかに成立してくるかについて解き明かすことが、パーソンズ理論の最終課題となるにも係わらず、上に記した理論展開

の中で秩序の形成を論理的に解明することに、彼は成功してないのである。その理由は次の二点に求められる。第一は、行為を規定する際に、行為の要件として「規範に従う」ことを含ませ、かつ規範の内面化を通して相互作用が持続的に均衡すると予定した点である。第二は、この前提が行為の集合体である社会体系に、「役割期待の相補性」として引き継がれ、それにより「価値の共有」が社会体系に所与とされた結果、各行為者は共有された特定の価値や規範に基づいて行為するとされ、社会体系の内には秩序が保たれ安定が図られるとされた点である(ツ二八六頁、タ二〇八一―二〇九、二五二―二五三頁)。要するに、

「共有価値の存在」を理論の大前提とし、社会化の過程や社会統制の機構を想定することにより(ツ三三六三頁、タ二九八頁)、現存秩序が維持される過程については十分なる説明がなされるものの、特定の価値内容を含むその秩序が何故に人々に共有されるに至ったかは、説明がつかないままに終わってしまったのである。

**B、間主観性の確保**… 本項についても前項とまったく同じことが指摘可能である。社会体系の内には価値が共有されているのであれば、間主観性は言うまでもなく確保されていることになる。彼の言葉によれば、「社会体系を維持するためにもっとも重要な定言命令の一つは、同一の社会体系内の異なった行為者の価値志向(が)、何らかの仕方、一つの共通な…体系のなかで統合されていなければならないこと」(ツ三三九頁)であ

る。しかしながら、このように相補的期待と共通価値の存在が定義の如く当然とされ、社会体系の分析(構造機能分析)が始められてゆく限り(ツ二三七、三九、八三、三〇〇—三〇二頁、タ二二五頁)、間主観性がどのようにして生じてきたかは、解明されなのままに済まされていると言わざるを得ないのである。

C、**主意主義的説明**… パーソンズが主意主義的説明を旨差していたことは言うまでもない。それは、彼の理論目的が秩序の存在を主意主義的に説明することにあつた点から見て明白である(テ二二八頁、タ二三四頁)。しかしながら、ここでも前二項で指摘したと同じ理由によって、その説明には失敗しているのである。それと言うのも、社会体系の安定と均衡を第一に考えるあまり、行為が社会規範に規制される側面を極めて重視し、社会化や社会統制の過程をすこぶる強調しすぎた為である。その結果は、彼の理論の中に各個人の行為が本来持つところの自発性や多様性の表出を認めることが難しく、パーソンズの言う構造機能分析の枠組では、行為はすべて規範に導かれてその道筋を選択しているように見えてしまうのである(ツ二二五、三三—三三三、三六—三六三頁、タ二五—二七、二〇九—二二二頁)。

D、**政治権力の創出**… パーソンズは二種類の権力概念を示しているが、第二の概念は第一の静態的概念を動態的に発展させたものである。構造機能分析とAGIL図式に基づくその概念は次の通りである。第一に政治権力は、社会体系の機能的下

位体系である政治(G)が社会的資源を動員して集合的目標を達成する能力であると規定されている。第二に政治権力は、機能的下位体系である政治(G)が他の機能的下位体系である経済(A)などと投入—産出の相互交換を行なうとき、政治(G)を拠点に循環するところの媒体であると規定されている(チ七四—七五頁、ト三〇六頁)。この二つの定義に共通するのは社会体系の安定ないし秩序の維持に機能するものとしての権力という見方であり、明確に社会秩序の維持との関連で権力を論じている点だけは評価されてしかるべきである。

さて、パーソンズ権力論の大きな特色である“権力の生産”という考えは後者から引き出されている。この点が特に注目されるのは、権力の生産が文字どおり説明できたのであれば、その説明は秩序形成の説明にとつても大きな貢献となるにちがいないからである。彼は、経済(A)に拠点を置く媒体である貨幣が銀行に預けられることによって信用が創造されうるように、同じく、政治(G)を拠点とする媒体である権力も、統合の下位体系(I)を拠点とする媒体である勢力との交換において、権力量が増大させられうると説くのである。この場合に、銀行と等しい働きをするのは政治的支持であり、その一般的性格が権力者に自由裁量の余地を与えることが、権力を増大させるとしている(ト三三三—三四五頁)。ただし、この指摘は権力の零和概念を乗り越えたところに大きな意義を認めうるものの、社会のなかに権力が生れてくる過程を論理的に説明したものは

言えない。なぜなら、パーソンズが説明したのは、権力の生産そのものではなく、権力の「増産」にすぎなかったからである。

E、正統性の論理的説明… パーソンズ理論において正統性に関する説明は欠如している。その理由は、行為は均衡し、社会体系は安定し、さらには共通価値の分有が既述の如く前提とされているのであれば、せいぜい社会統制の手当を想定するだけで、人々は正当な行為を遂行しようと考えられる点にある。

なぜなら、彼は共有された価値から行為に与える承認を正統性と規定しているのである(「ナ」一七五頁)。これでは、社会体系を構成する人々は正当な行為をしていることになり、改めて正統性の概念を持ち出し論ずる必要はないからである。

F、理論の基本的前提… パーソンズ理論の基本的前提と考えられるのは個々に触れてきたように次の三点である。(1) 社会的相互作用を安定し統合しているものとみなす行為の枠組、(2) 共通価値を所与とする社会体系の概念に基づく構造機能分析、(3) 社会的相互作用と社会体系の双方に内在するとされる均衡回復過程、である(「ツ」二七頁)。以上は彼の理論の内に明示された前提であり、この前提を認める限り、社会的行為と社会体系の理論に格別の問題はない。問題なのはそこに隠された前提、すなわち、共通価値を設け、あるいは受容してまでも秩序を維持しようとする、人間の本性に関する前提ないし仮定である。この点パーソンズは語ることをしないが、人間ひいては社会体系に維持存続という前提を置いていることは明らかである。

G、論理的課題… パーソンズ理論に残された課題は数多く指摘できようが、その行き着く先はすべて、価値の共有を如何に説明するかという問題と関連している(「ツ」五二―五五頁)。

この点が前提としてではなく、まさに主意主義的に解明されない限り、彼の理論は「規範至上主義」と言われる批判をかわすことはできない。暗黙の前提としてではなく、人間個人に明確な規定を与え、その規定から人々の間に価値が共有されてくる過程を論理的に説明することが必要である。それこそが、パーソンズの目差した主意主義的理論の目的なのであるから。

## V、ルーマンと等価機能主義

パーソンズ理論を継受し発展させたニクラス・ルーマンは、広い意味で社会学的機能主義の系譜に数え得るが、現象学的方法も採用している点に特色がある。現象学で用いられている概念と視角を利用することにより、パーソンズが陥った「規範至上主義」を克服しようというのである。まず理論の概要を述べ、各項目別に検討を加えてゆくが、ルーマンについては既に一部論じたことがあり(「ネ」、近いうちに別稿の予定もあるので、それぞれごく簡単にまとめてゆくことにしたい。<sup>(5)</sup>)

ルーマンが目標とするのもホッブズの課題への解答であるが、パーソンズ理論の反省から、構造を所与とせず機能主義理論の展開を図ろうと試みる。長岡のまとめによれば、このために採用される視角は、(1) 構造を機能充足の結果として捉える機能



—構造理論の視点であり、(2)伝統的因果律を機能主義的理解の一変形として捉える方法論的立場であり、(3)機能主義的理論の背景を構成するものとしての現象学的意味論の採用である(「ノ二二三頁」)。そして、これら視角を総合した所に出現するのが、「ノ二二三頁」である。そして、これら視角を総合した所に出現するのが、ルーマンに独特な「等価機能主義的システム理論」である。この理論が目差すのは、社会を所与となる世界から意味的に形成されてくるシステムと理解することによって、機能主義そのものでは提示できない機能主義的考察の基準点を設定すると共に、構造を形成する機能までも等価的に処理しようとする所にある(「ノ二六九頁」)。これを可能にしているのが、社会システムは世界に内在する問題を解決する様々のあり方のうちの一つにすぎないとされる、ルーマンに特徴的な意味の選択という考え方である(「ノ二〇一—二二頁」)。

**A. 秩序形成**…上に述べた視角にそって秩序の成立は次のように主張される。現象学的に提示されて所与となる世界において、その複雑性を縮減して不確定性(二重の不確定的所与)を回避するために、意味的選択によって世界からの境界を作り、さらには意味的選択の内容を伝達するコミュニケーションに基づく動機づけを行なうことにより、社会は意味の構造化をはかる体系として成立する(「ノ二〇一—二二頁、ハ二四四—四五頁、ニ二四八頁」)。ここで、複雑性というのは世界のうちに現実化されるより多くの体験と行為の可能性が常に存在することを、不確定性とは世界のなかで次に来る体験の可能性が予期されたの

とは異なる結果になりうるということを、意味とは体験加工の形式のことを、示している(「ノ二二〇頁、ニ二三八頁」)。以上からわかるように、ルーマンにあって、秩序とは「意味的選択により複雑性不確定性が縮減され、予期の予期が構造化され安定した状態」を意味していると推定可能である(「ハ二四二、四四、四六頁、ニ二三七—四〇頁」)。従って、意味生成についての疑問は残るものの、複雑性を縮減する機能が生み出した一つの結果として社会秩序が明確に説明されてくる所に、大きな理論的意義を認めることができるのである。

**B. 間主観性の確保**…ルーマンにとって間主観性の概念は極めて重要である。なぜなら、これがパーソンズの規範至上主義を克服する理論的武器とされているからである。ただ注意すべきことは、ルーマンの関心が間主観性そのものの生成を問うことにはなく、間主観性を相対化——等価化——することに向けられている点である。単純に解釈すれば、社会秩序の成立を可能にさせるコミュニケーションと、コミュニケーションの遂行を可能にさせる意味の選択すなわち秩序とが、共に出現するものと理解されている。彼の表現によれば、完全に不確定なるものとして神は世界を創ったのである。すなわち、間主観性は意味的に秩序づけられて出現するシステムに伴われて来るのであり、しかも、その秩序を支えている間主観性は、世界から意味的に選択された一つの様式にすぎないとされているのである(「ハ二四四—四五頁、フ二二〇頁」)。謂わば、無限の広がり

を持つ可能的間主観性という世界の存在を前提としつつ、そこからの選択や再選択が意味という形を通して行われると考えられているのである〔ヌ＝二二二—二二六頁〕。しかし、こうした自己座標系理論〔ハ＝四二、四五頁〕に対しては、意味がどのような条件のいかなる過程で選択されてくるのかが、もう一度問い直されなければならないはずである〔ネ＝二二八頁〕。

**C、主意主義的説明**… ルーマンにおいても主意主義的説明は貫徹されていない。と言うよりは、むしろ放棄されていると理解することが可能である。なぜなら、彼は行為理論を基礎に体系理論を發展させることを拒否し、間主観性を有する意味から構成されるシステムの“秩序形成”を問題にしてゆくからである。そこで基準となるのはシステム合理性であり、行為者個人ではないのである〔ヌ＝二二六、二四〇—二四二頁〕。それゆえ、彼の主張によれば、ウェーバーの捉える——従ってパーソンズの捉える——主観的意思に基づく行為という考え方も、自我と他我とが相互に意味的選択を行なっているという文脈の上で理解されていたということになるのである〔ハ＝四三頁、ヌ＝二二五頁〕。

**D、政治権力の創出**… ルーマン理論の特色の一つは、権力をコミュニケーション・メディアとして捉える点にある。それによると、既に見たように、コミュニケーションを構成要素とする社会体系は、人々が行なう様々な選択について、互いに合意を与えることから成立しているのである。この時、コミュニ

ケーション自体を保証するのは言語であり、コミュニケーションが担う選択の伝達を保証するのがメディアとしての権力（や真理や愛や貨幣）なのである。そして、コミュニケーション・メディアの機能は、選択によって縮減された複雑性を伝達することであり、それにより他者の選択の範囲を制約することにあるとされている〔フ＝一〇九—一一五頁〕。この論理の特徴は、土方の指摘するように、社会体系を成立させる機能——すなわち複雑性の縮減——との関連でコミュニケーションを捉えている点にあり〔ヒ＝五七—五八頁〕、社会体系の維持と發展にとってメディアとしての権力を不可欠とする視点であると理解できよう。ここにおいて、権力は明確に社会秩序の謂わば内的構成要素としての地位が与えられることになったと言えよう。それゆえ、権力が秩序を維持する手段というよりも、秩序成立の必須要件とされている点に注目し、高く評価しておく必要がある。従って、権力そのものは社会体系に内在していることになり、大規模社会において複雑性を縮減する人工的機構として出現する政治にも、その縮減内容を伝達する政治権力が当然に伴われていることになるのである〔ニ＝八二—八四、二二四—二二五頁〕。

**E、正統性の論理的説明**… ルーマンはコードの概念によって正統性を説明する。彼の言うコードとは、権力の機能——縮減伝達——を高めるところの、シンボルの一般化のことにほかならない。すなわち、コードの存在によって人々の有意義な志向が一般化され、期待の相補性が確保されやすくなることにより、

権力はその機能を果しうるとされるのである〔フ＝二二二、二二七―二二八頁〕。そして、正統性の概念はコード概念に内包されているのである。すなわち、コードの特色は対立的二分法の内容を含むところにあり、権力の行使が正統であるか、非正統であるかの判断は共にコードの中身を構成している〔フ＝二一六―二一八、二二八―二三〇、一三九頁〕。ここでは正統性の基準に特定の価値判断を設定せず、人々が選択したコード内容に相対化されている点の特徴であるが、コードの生成に関し言及のない点に問題をかかえていると言えよう。

**F、理論の基本的前提**… ルーマンの顕在的ならびに潜在的な基本的前提は次の四点にまとめられよう〔ヌ＝二二二―二三四頁〕。

- (1) 個人は他者の行動に関する予測がはずれることに起因する危険負担を回避しようとする〔ニ＝三八―三九、四二頁〕。
- (2) 社会体系（としての社会）は危険負担回避という機能を充足するために意味を選択し秩序を形成する〔ニ＝四二―四四頁、ハ＝四七頁〕。
- (3) 各個人の間には選択された意味に基づく間主観性があらかじめ存在している〔ハ＝四二、四四―四五頁、ニ＝九三頁〕。
- (4) ひとたび成立した社会体系は主体的に機能を遂行し、より多くの充足を得るために機能分化し、下位体系を統合するためにメディアを使用する〔ハ＝二二九、二三六、二四五、二六六頁〕。

これら前提が示すのは、一方において個人にとつての効用から社会を位置づける個人主義的視点であり、他方において秩序形成主体として社会体系を考えるシステム合理性の視点という、矛盾した視角である。

**G、論理的課題**… ルーマン理論に残された課題は、幾度も指摘してきたように、「意味の生成」を説明することである。その理由は、彼の理論にあつて意味の語が循環論法に陥っているからである。ここから幾つかの問題が出現する。(a) 社会秩序を個人的効用の視点から捉えるのであれば、縮減機能の充足基準を社会体系に置くことはできない。それにも係わらず、縮減機能の遂行主体として社会体系を措定しうるのは、個人の意味選択による秩序形成が、社会体系の中に存在する意味によって導かれるという論理の循環ゆえに、社会体系が個人を飛び越え機能充足の主体として登場しうるのである。これでは、明らかにシステム合理性が個人に先行しており、諸個人がいかに秩序を作りあげてゆくかという課題を解決したことにはならない。これは次の点とも関連する。(b) もし個人の意味選択に先立つ体系の存在を認めないことに論理展開を変更するとしても、今度は、社会体系として秩序を成立させざる意味の選択に必要なコミュニケーションは、共有された意味なしに可能であろうかという疑問が湧いてくる。ここに至りルーマンは、説明なしに間主観性ないしメタ・コミュニケーションの存在を想定する。しかしながら、かかる論理の運びは、再び前に戻つて意味を社会体

系の中に投じる誤りをおかすことになるか、人間の手を離れた所で意味が創られ与えられると考える「意味所与」の誤りをおかすことになるかである。いずれにしても、意味の生成についてルーマンが言及を避けるところに課題があると見えよう（「三〇九三頁、フ一一二〇、一二四頁、ヌ一一二六、一三五一―一五〇頁」）。

しかし、この点を説明することこそが、「等価機能主義」の論理的出発点となるべきではなからうか。山口の言うように、諸個人がある特定の意味を、なぞのようにして選択したかについて、あるいは先所与としてある間主観性を人々がいかに発見してきたのか（「ウ一一二〇一頁、ヌ一一八四頁」）について答える必要がある。メタ・コミュニケーションを想定するとしても、その存在がただちに特定の意味の選択と共有を規定するものではないはずである。人々による意味共有過程の条件を詳細に吟味し、理論化してゆくことが試みられなければならない。このようにするのでない限り、例えばは権力コードの概念——従って正統性の概念——はいかなるものであれ、突然現われたシステムの合理性ですべて説明されつくされたことになってしまふのである。このように、意味の成立を個人の水準から説明しえない限り、パースンズ理論が持つ規範至上主義の反省に立ち、彼に代ってホップスの課題を解くという、ルーマンの目論見は達成されえないのである（「ヌ一一四一、二五四、二六三頁」）。

## Ⅵ、ホマンズと社会行動

広い意味では機能主義理論に与する研究者とみなされることが多いものの（「メ一一五二頁」）、機能主義的な体系要件の理論は、そこに含まれる要件の所与性ゆえに理論ではなくて概念図式にすぎないことを問題とし（「ム一一五一頁」）、機能主義に批判的な視角から理論化を試みている学者にショージ・カスパー・ホマンズがいる。彼が採用する視角は交換理論として著名であるが、ここではその内容よりも、心理学的還元の提唱と公理演繹的理論化の形式に注目したい。なぜならば、心理学的一般命題と所与条件から経験的命題を帰結させようという試みは（「マ一一一、一四―一六頁」）、主意主義的行為理論の構築に寄与するところ大なりと思われるからである。以下、ホマンズの労作「社会行動」（主に一一五―一〇―一一、一五―一六章）に依拠してその論理展開を検討する。

まず最初に、「それ自身が他の命題から演繹不可能であるという意味で」（「マ一一三頁」）一般的とされ、ホマンズが論理の出発点に置くところの、人間行動に関する一般命題の概略は次のとおりである（「社会行動」第二章）。

- (1) 人はある行為が報酬を多く受ければ受けるほど、それだけ多くその行為を行なう。
- (2) 過去に報酬を得た行為が伴う刺激に、現在の刺激が類似していればいるほど、人はその行為とそれに類似する行為とをそれだけ多く行なう。

(3) 行為結果が価値あればあるほど、彼はその行為をそれだけ多く行なう。

(4)最近、特定の報酬を多く受ければ受けるほど、それ以後のその単位報酬は人にとって価値がなくなってくる。

(5)ある行為が期待した報酬を裏切る時、人は怒り攻撃的行動を多く行なう。そして、かかる行動の結果は彼にとっていっそう価値あるものとなる。

(6)ある行為が期待した報酬を上まわる時、人は喜び是認行動を多く行なう。そして、かかる行動の結果は彼にとっていっそう価値あるものとなる。

(7)(過去の歴史を無視しうるとき最初の三命題は次の如く要約できる。)行為結果の価値 $v$ にその結果を得る確率 $p$ を掛けた値が最大の行為を人は選択する。

A、秩序形成… 以上の一般命題から交換理論やバランス理論を展開し、社会的行動の一般の特徴を説明してゆくわけであるが(「マニ」一、九八―九九頁)、ホマンズにとり秩序の生成を説明することは格別の関心とはなっていない。しかし、秩序の成立に関連ある言及をさがすことは可能である。本書を読めば、相互作用の反復がバランスのとれた相互の関係を発展させる傾向にあるという主張、および交換の反復が勢力の均衡化をもたらして社会関係を安定させるという主張(「マニ」九一、一〇八頁)がすぐに見いだされる。これら安定や均衡という用語は、秩序の一形態を意味する概念であると普通には理解できるところから、ホマンズのこれら記述は秩序成立に関連する説明であると解釈することもできよう。

また別の所では、一般命題に基づく交換の具体的説明の方法として導入されるベイオフ・マトリックスの中に、秩序と係わる説明が見いだされる。それによると、社会的な相互作用の反復が期待を形成し、その期待を他者に向かって言明することが、規範の出現になるとしている(「マニ」八五、一三八―一四一頁。すなわち「規範とは、一人あるいは多くの人びとが所与の環境でいかに行動することを期待されているかを特定する言明」(「マニ」一四〇頁)にほかならない。そして、多数の集団成員の同調が報酬の獲得に必要であり、しかも多数ゆえに試行錯誤による期待の確認もできず、自分達の期待が他のメンバーに分つてもらえぬと複数の成員が思うとき(「マニ」一四一頁)、その人達は、「規範をはつきりと言明することが二人の間の交換における時よりも報酬的であると思うようになり、したがってそのような言明をすることが多くなるであろう」(「マニ」一四一頁)と説明されている。この記述は集団行動のなかで規範がいかに成立するかについて述べたものであるが、引用文に明らか如く規範が行動の規則性・計算可能性を確保し報酬を得るための手段と規定されている以上、この説明も社会秩序成立の説明に関連すると理解することが可能である。なぜなら、私見では、秩序とは社会的相互作用に計算可能性の付与された特定の状態にほかならないからである。

要するに、ホマンズにおいては、相互作用の継続が安定した相互作用をもたらし、その相互作用に基づいて期待の相補性を

自然にあるいは意図的に生み出すことから、社会秩序は成立するとされているのである。従って、ここでは社会秩序の生成が個人に關する一般命題から説明されていることに特に注目しておかなければならない。この方法は主意主義的立場にかなり接近していると言えよう。ホマンズ理論には、このように高い評価を与えることができるものの、細かく見てゆけば問題がないわけではない。たとえば、彼のかかる議論展開には、「ほとんどの人が実際にしていることがすべての人びとがすべきものとなる」(「マ」九六頁)という前提——および、期待を言明すること自体に報酬が伴うという前提(「マ」三一九頁)——がありながら、なぜそのようなかについての説明は与えられていないのである。この限界は特に指摘しておかなければなるまい。

**B、間主観性の確保**… 社会的交換の利得表から社会行動を解明するホマンズにとり、交換に従事する人々の間に間主観性の存在が想定されていることは当然と思われる。この判断には主に三つの理由を示すことができよう。第一には、彼が提示する一般命題は人間の基本的社会行動(あるいは社会的行動の基本形態)から引きだされており、基本的社会行動自体は自然発生的に出現し、かつ人類に普遍的であると信じられているからである(「マ」四、七、一〇、一六頁)。第二には、社会のなかで生起する交換が考察の対象とされていることによる。すなわち、ホマンズの説明においては、当事者が相互作用していることが所与条件であり、当事者間にはコミュニケーションが存在し、互

いに基本的行動を取ることを学習済みであるとされているからである(「マ」一七、七六—七七、八〇頁)。このようなホマンズの立場を如実に示すのが、たとえば攻撃命題について説明を加えている、次のような文章である。「私たちは人びとの常識からあまり大きくずれたくないから、怒りという言葉を使う。人びとは怒りを感じているという事実を容易に他者に伝えることができる。その伝達の容易さを通して、怒りという経験がすべての人びとにとってほとんど同じ意味を持っていることを人びとは示している」(「マ」五五頁)。第三には、一方的利益状況がもたらす社会的交換の崩壊を避けるために、ホマンズは分配公正の原理を導入したと考えられるからである(「モ」二六〇頁)。つまり、人々にはこの原理が分有されているとホマンズは想定しているのである。このようにみてくれば、間主観性は所与としてあるのであり、それが見い出される過程や条件を問うという視角を、ホマンズは持っていなかったと判断して差し支えないであろう。

**C、主意主義的説明**… ホマンズの意図がどこにありどれだけ生かされているかは別として、彼が主意主義的説明と係わりを有することは、一般命題の基礎に次の仮定を置いていることにより明らかである。「すなわち、多くのことが社会行動の中に発現し、しかも絶えず発現しつづけており、それは孤立した個人の行動の中に観察できない。しかし、彼らがたまたま相互作用しているという所与条件を考慮に入れるなら、個体として

の個人についての命題によって説明されえないものは何ひとつ発見していないという仮定である」(マ＝一七頁)。無論、厳密に論理を追求すれば、この文章自体にもこれから煮つめてゆかねばならない多くの問題点が残されている。なかでも、ピーター・エケの指摘するように、意思を持つ人間の行動を、意思を無視しても観察できる動物行動から類推して説明してもよいのかどうかという点(モ＝二二―二五頁)、あるいは、個人間の関係を重視する還元論では社会的行動や組織の複雑性を説明しえないのではないかという点(モ＝二四、二〇頁)は、重大な疑問として残されている。確かにこうした批判はしなければならぬものの、心理還元主義が個人に関する命題より厳密に論理展開する限り、それは主意主義的方法から社会現象を理解する立場に接近し、今後の展開も期待がもてるかと判断できるのではなからうか。

D、政治権力の創出… ホマンズは政治現象が何であるかを明示していない。これは社会秩序の生成が自然発生的に捉えられていたことから類推されるように、社会的相互作用の基本的傾向としてバランスの確保を考えているため(マ＝八五―九四頁)、行為を強制する政治について特に考察する必要を認めなかったであろう。ただし、同調行動に関し次のような言及をしている。それは、「より大きな集団で……十分な同調が確保されるべきであるなら、集合体的財は非集合体的財——すなわち、特殊なメンバーに対する報酬やあるいは罰での脅かし——

によって補なわれなければならない」(マ＝一四八頁)というオルソンの主張を受けいれる発言と、続いて「逸脱者が好意や社会的相互作用に何らかの価値を置く限り、彼にこれらを拒否する他のメンバーの数が多くなればなるほど、それだけこれらの報酬は彼にとって稀少となる」(マ＝一五二頁)という指摘とである。この二つの命題と、「稀少な財の統制が、他者に対する潜在的勢力を人に与える」(マ＝一五三頁)という命題を重ねあわせると、同調行動の確保に向かうことが勢力を必要としていると推測することが可能である。これは勢力の成立について説明するものではないが、社会のなかに共通の行動様式をもたらそうとする政治と、その手段である勢力(ここでは政治権力)の成立根拠を示唆しているといえよう。従って、この同調行動の延長線上に社会秩序をみるといえる無理をすれば、ホマンズも社会秩序との関係で権力を論じていると強弁することはできる。しかし、政治行動についてのホマンズの説明は断片的であり、政治の集合的目標という側面についてホマンズが深く考察しているわけではなく、政治権力についても格別の説明が与えられているわけではない。それゆえ、ホマンズにとり、権力は極めてミクロなレベルでのみ考察されていたと考えておくのが妥当であろう。

さて政治権力を内包する勢力一般については利得表を用いて説明がなされている。簡単に目を通しておくことにしよう(ミ＝一七―三頁)。それによると、勢力の一般的定義は次で示さ

れる。「AがBに報酬を与える行為を行なう時のAの純報酬——すなわち彼の他の選択肢と比較したもの——が、BがAに報酬を与える行為を行なう時のBの純報酬より少ないと、少なくともBによって知覚され、その結果としてBがAの利益となるようにその行動を変え、その時AはBに対し勢力を行使している」〔マ＝一八九頁〕。これが意味する所は、交換により甲乙二者が互いに相手から利益を得ているとき、甲は相対的に大なる利益を、乙は相対的に小なる利益を得ているとすれば、その交換を存続せよと望む場合、甲は乙の利益が甲と等しくなるようにその行動を変化させる必要がある、ということである。ここに働いているのは、「その状況の継続に利害関心のもっとも少ない人がその交渉の条件を命令することができる」〔マ＝一〇五頁〕という、価値命題から派生するところの『利害関心最少の原理』である〔マ＝一〇四—一〇五頁〕。そして、この定義の最大の特徴は、マックス・ウェーバーに代表される強制的勢力に加え、非強制的勢力をも包含している点にあるとされている〔マ＝一一八—一九頁〕。

**E、正統性の論理的説明**… 政治権力に言及しないことは、その正統性に関しても言及がないことになる。ただ権力一般との関連で述べられている『分配公正』の基準については触れて置く必要がある。この基準とは、「多くの社会の多くの人びと〔が〕暗黙のうちに……受け入れている」〔マ＝三八六頁〕と、ホマンズによって理解された一般的規則のことであり、彼がアリ

ストテレスより受け継いだ考えにはかならない〔マ＝三五八頁〕。その内容は、「彼の貢献……と彼の投資……が他の人びとのものより高くランクされる時、彼はその他者より多く報酬を得ることを期待し、彼の貢献と投資が他の人のそれらと等しい時、等しい報酬をうることを期待する」〔マ＝三八五—三八六頁〕というものである。そして、これを簡単に示したのが、 $P_a/P_b = R_a/R_b$  ( $P$ の $a, b$ は二人の度量、 $R$ の $a, b$ は二人の報酬)という数式である〔マ＝三五七—三五八頁〕。

これは、ある個人が自分の係わる社会的交換を公正と感じるか否かに作用する基準である。ホマンズによれば、受けるに値する報酬を受けているかどうかについて、絶対的基準を決定することは不可能であり、それは常に相対的剝奪でしか示しえないのである〔マ＝三三六頁〕。そして、不公正すなわち相対的剝奪と感じられたとき、受益者の場合には大した費用でなければ自分の貢献を大きくして公正な交換に戻そうとし、犠牲者の場合には怒りをぶつけることで公正な交換に戻そうとする。さらに不満が昂じれば敵意を生みだすこともあるとされている〔マ＝三七八、三八四、三八六頁〕。分配公正概念のこうした分析のなかでホマンズが強調するのは、公正な分配をすべきであるという主張ではなく、交換が自由であり勢力が伴なわれないのであれば交換は分配公正に近づくとということ、さらに、人間の基本的行動には分配公正への欲求があるということが第一点である〔マ＝三五八—三五九、五三四頁〕。そして、勢力ある人は公正さを



自由に決めることができるというのが第二点である〔マ＝三七七頁〕。

従って、この二点を検討するかぎりでは、公正と勢力とはたがいに排除しあう関係に位置することになる。換言すれば、ホマンズにとって分配公正と勢力行使とは全く独立した枠組のもとで考察されており、勢力には公正からの離脱がどれだけ許されるかを問う総合的視角は用意されていないと言えよう。それゆえ、同調行動の確保には勢力の行使が有効であると余所〔マ＝一五二、一五二頁〕では述べられているものの、秩序維持の問題すなわち政治と、権力の関連を解明するまでにホマンズの考察は至っていないのである。

この理由をホマンズに批判的なエケにならって考察しておくたい。彼によると、報酬が増加すれば費用も増加するという「公平な交換」の主張は、二人間の相互作用では妥当するが、多人数集団では妥当しないのである。多人数集団では、報酬が増加すれば費用は減少するのである〔モ＝一五九―一六〇、一六四頁〕。けれども、政治を含めた社会的交換はほとんどの場合、多数者からなる集合体に出現する。それゆえにホマンズは、集団状況についても広く分配公正を適用できるよう、その原理を一般の規則というかたちで前提にまで高めてしまったのであると思われる〔マ＝二八六頁〕。しかし、正義とは基本的前提に置かれる価値判断ではなく、幾つかの前提から構成されてくるべき概念ではなからうか。社会的交換のなかで分配公正の基準が

なぜに必要とされてくるのか、そしていかに機能しているのか一般命題から論理的に導きだされなければならない。こうした作業の遂行こそが、分配公正を社会規範や秩序に結びつけるとともに、理論の個人主義的方法を貫くことになるのであるから。

F、理論の基本的前提… ホマンズが明示した七個の前提はすでに紹介した。問題となるのは、それら以外にも隠された前提を想定しないと、彼の理論展開に疑問が残ることである。その最も顕著なのは、既に指摘した「間主観性の存在」であり、さらに「全く価値観の異なる人々も社会的交換に進む（その結果たがいに利益を得る妥協が成立する）」と推測される前提〔マ＝七六頁〕である。前者の仮定がないと社会的交換は蓄積せず、後者の仮定を置かない限り、社会的交換は別に定められた秩序枠組の中でしか生起しないことになる。それでは、全く未知の間が社会的交換を開始し、蓄積して、規範の形成に至る過程を論理的に説明することはできない。しかし、こうした問いかけはホマンズの発想のなかにもともと存在しないのかもわからない。それゆえ彼が、これら前提に触れず小集団研究を始めたことを強く批判するつもりはない。ただ、こうした前提を置かずに社会的相互作用を与件とし、行為者は相互作用から互いに他者について学習済であり、社会的相互作用ないし社会自体が行為者に報酬をもたらし、人は常に社会的承認を求めていると想定したことが〔マ＝一七、三九、九二、一〇五、一五三、五三〇頁〕、

理論のより深い還元の妨げになっていることは事実である。そしてこれら前提と交叉しているのが、一般命題にも反映されている「効用理論」にはかならない（「マ」八〇、九二頁）。この点は、行動は行動の結果の関数であるとホマンズが明言（「マ」一七頁）していることから明らかであろう。

G、論理的課題… 個人主義的方法の提唱という観点からホマンズをみるならば、彼の業績は高く評価されてよい。しかし、主意主義的行為理論構築という立場から眺めるのであれば、論理の徹底をはかる必要のある課題が山積している。いま前項で明らかにした前提や、前に指摘した——例えば「していることがすべきことになる」および「相互作用は安定に向かう」などの——突然出現してくる命題を、論理的に系統立てて説明することが必要となろう。特にホマンズが、「社会学者の主要な知的課題は、個々の人間の選択がいかにして社会組織を作り出し維持することができるかを示すことである」（「マ」一八頁）と考えているのであれば、残された課題は大きいと言わざるを得ない。

すなわち、個人規範が社会規範に移行する過程を明確に論理化しなければならぬ。彼の文脈に即して言い換えればこうである。ある個人が他者に関し個人的に持つ期待を言明し、規範として伝達したところで、その規範はあくまでも個人的なものである。その個人的規範が他者に受容され共有され、初めて社会的規範となる訳である。だが、受容と共有の過程を説明せず、

個人的規範から社会的規範への移行を自動的に捉えるホマンズの論理展開では、彼が言う社会組織の作成と維持のメカニズムを解明したことにはならない。エケの言い方を借りれば、ホマンズ理論は新しい状況で個人がどう振る舞うかは語っていない（「モ」一四六頁）、互いの個人的利益のために行なう限定的交換のみを取り扱い、第三者もいる社会の利益のために行なう一般化された交換を取り扱ってはいないのである（「モ」一四九—一五三頁）。いずれにしても、個人と社会の落差を埋めてゆくことが残された課題となる。そして、この落差を架橋するヒントは、言語も意味体系も異なり一面識もなかった二人の行動様式をベイオフ・マトリックスで説明する可能性を探ること、集合体的目標ないし集合体的財を達成できる条件を述べることが規範の役割であるという指摘（「マ」七五—七六、一四四頁）を、一般命題から論理的に展開することの中にあるように思われる。

## Ⅶ、ブラウと交換理論

交換理論の視点を前面に出し、社会構造の理論化を試みるのがビーター・M・ブラウである。その理論的特色は、ホマンズが小集団で明らかにした交換行動の理論を社会学の行為理論（例えば、ジンメル、ウェーバー、パーソンズ等）と接合しようとして、交換の視点から社会構造全体を理論の射程に含ませた点と、社会的交換の細部にわたる説明では経済理論（例えば、限界効用逓減の法則や双方独占など）を借用した点とにある。そしてブラウ

ウは、ホマンズのように理論の前提を個人に関する命題の形で明示することはせず、社会的結合の創発的特性を認めたいうえで説明を進めてゆく。それは、彼が社会構造の分析を目差しているがゆえに、社会的交換がもたらす創発的性格に注目し、単純な社会過程の分析から複雑な社会過程の分析を導こうとしているからである(「ヤ二二三、七頁」)。さてブラウはホマンズに比べると、社会構造にまで視野を拡げているだけに、理論も複雑であるが、彼の交換理論については前に紹介したこともあるので(「ユ、イ」)、ただちに項目別検討にはいってゆくことにしたい。

A、秩序形成…ブラウの考察のなかに秩序の用語やその定義を見つけるのは困難である。単純な社会過程から議論を始めるブラウは、社会秩序の存在と成立については説明を省くからである。しかし、交換行動の開始と継続に関する説明および集団形成に関する原初的過程という説明のなかに、社会秩序と交換との係わりおよび秩序問題に対する彼の立場を見ることが可能である。まずブラウによれば、人々が社会的交換に踏み込むのは、他者に引きつけられ、相互作用により外的報酬が得られると期待してのことなのである。そして、その期待が互いに満たされてゆくならば、その交換関係は内的報酬をやりとりする支持関係を内包するに至るという(「ヤ四、一六一七、三〇、五〇頁」)。ただ、ここでの論理の核心は互酬性が関係継続の要件とされている点にある(「ヤ八二、八六頁」)。このように、交換とは互酬的相互作用として行なわれるものとすれば、互い

に他者に対する期待が噛み合っているという意味での秩序の存在が、ブラウには想定されていると判断できるはずである。

次にブラウによれば、交換関係の存続がもたらすところの「集団形成は、諸個人を一つの凝集的统一体に統一化する統合の絆の発展を意味(しており)、この統合の絆は社会的誘引の絆(「ヤ二九頁」)なのでもある。しかも、この「社会的誘引とは、社会的結合を自発的に樹立させ、それがいったん形成されたなら、結合の範囲を拡大するように人間を誘導する力である(「ヤ一六頁)」と規定されている。そうして、「社会的統合の創発的過程が集団を安定させ統一化する(「ヤ三〇頁」)ことがあると、論理を一つにまとめていっているのである。このように集団が形成され、安定と統一が生じるとされているのであれば、他者の行動が計算されうる状態を意味するところの秩序が形成されてくる過程であると、交換過程を理解することも可能である。しかし、ここでの説明の特徴は「創発的過程」という術語のなかに潜んでいる。すなわち、社会統合という過程は諸個人の相互作用から生じるものの、その過程は個人の行為に還元しうることなく新たに出現するとされているのである。

要するにブラウは、理論の心理還元主義を避けるために、交換関係を存続させる必要条件として互酬性の規範を設け、社会統合過程の創発性を重視するのである(「ヤ八二、八六頁」)。けれども、以上の説明からは、社会的交換関係が特定の基準に従って行なわれた結果として、共通規範の形成とともに集団が成

立してくるのであり、その限りで、秩序（規範の共有）と交換行動が相互進行的であると連想されるにすぎないのである。言うまでもなく、交換関係を規制する規範に従うという意味で、秩序ある行動の行なわれている単純な社会過程を完全に前提として理論構築するのであれば、特定の基準ないし規範の存在を前提としてよい。しかし、ブラウの分析においてこの前提が常に

確固たるものとは限らない。たとえば、単純な社会過程が複雑な集団に発展してゆくときに、統合の様式が各個人の心理的傾向に影響されることが記されている〔ヤ＝四三頁〕。そうであるならば、単純な社会過程を規律している基準の成立に対しても、個人の心理的傾向が影響したことも十分考えられることである。それゆえ、社会秩序の形成という点に絡めて言えば、こうしたブラウの論理的振幅は彼が誘引過程と統合過程との間に断点を設けたことから目についてしまうわけであり、規範ないし秩序の成立過程を所与とした極めて不十分な説明に起因すると言えよう。

**B、間主観性の確保**… ブラウによれば、「社会生活について語ることは、人びとのあいだの結合……について語ることであり……」、社会的結合とそれを支配する諸過程および、社会的結合がとる諸形式の分析が社会学の中心課題である〔ヤ＝一〇頁〕と言う。そして、人々の結合は社会関係と社会集団を形成し、複雑な社会構造に組織化され、制度化されてゆくと考えられている〔ヤ＝一〇頁〕。これら記述は、ブラウの研究対象が

既存の結合か、すくなくとも相互に誘引されている過程であることを、それゆえにまた制度化までいっきに説明できると考えられていることを示している。しかし、それには間主観性が理論の前提に設定されていなければならないはずである。

ブラウは次のようにも述べている。「経済的取り引きにおいては、明白あるいは暗黙のフォーマルな契約が、双方の負う明確な義務を前もって規定するが、これに對比して社会的交換は、特定化されない義務を課す。……〔社会的〕交換関係は典型的には小さな取り引きで始まり、そのような小さな取り引きにはほとんど信頼は必要とはされず、そして交換の漸次的な拡大が、当事者が彼らの信頼性をたがいに証明することを許す」〔ヤ＝二八四頁〕。ここで注目されるのは経済的交換と社会的交換との区別である。前者では、相互の信頼が契約という形で交換に先だって存在するのに対し、後者では交換関係が信頼関係を産みだしてゆくという相違がある。しかし、ブラウは信頼の産みだされる過程や条件の解明作業には全く着手しておらず、またエケの指摘するごとく経済的交換と社会的交換を特に区別する理由は何もない〔モ＝二五頁〕。これに加え、ブラウが経済的交換を理論全体の基礎に置いていることを思い起こすと、社会的交換に経済的交換を重ね合わせるようにして、相互理解の存在が社会的交換においても所与と見なされていったのではないかと考えられる。ブラウ理論はここでも大きく振れているのである。

**C、主意主義的説明**… ブラウの方法論的立場は微妙である。

実はこの立場の揺れが、いままで指摘してきた論理的振幅をもたらしていたのである。既に見たごとく、彼は「複雑な社会過程を単純な社会過程から」〔ヤ二二頁〕説明することを意図すると同時に、社会的交換の概念を採用することにより、個人間の相互作用が持つ創発的特性に注目するのである。ここには二つの立場が混在する。一方で、「個人間の日常の交渉と対人関係に一般にみられる、単純な社会過程」〔ヤ二二頁〕を緻密に分析して、「人びとのあいだに発展する結合の複雑な構造について、より適切な理解を引き出す」〔ヤ二二頁〕という方法は個人主義的方法と同じであり、主意主義の方法に近い立場である。これは、彼がホマンズの研究をかなり引用していることから明らかであり、彼自身、社会的交換の根源が個人の原初的な心理過程にあることを明確に述べているのである〔ヤ二四頁〕。他方、社会的交換として捉えられる「社会関係は双方の行為の合同の産物であって、それぞれの行為は相手の行為に依存している。社会的交換のもたらす創発的特性は、この相互依存の当然の結果であり、関係当事者の行動を動機づける心理的過程では説明されえない」〔ヤ二三頁〕と述べるとき、ブラウは方法論的個人主義の立場からは大きく離れているのである。

**D、政治権力の創出**…ブラウによれば、権力の源泉は一方的依存関係のなかにある〔ヤ一〇六頁〕。すなわち、「権力とは、定期的に与えられる報酬を差し止める形態をとろうと、罰の形態をとろうと、脅かすことで抵抗を排除してでも、人びとある

いは集団がその意思を他者に押しつける能力」〔ヤ一〇五頁〕なのである。そして、この意味での権力は、ある個人が他者のサービスを必要としながらも他者への返礼を持たず、しかもこのサービスを余所で調達することも、その提供を他者に強要することも、あるいは断念することもできない場合、その個人がサービスの見返りとして他者の意思を受け入れるという形で成立してくとされるのである。要するに、社会的交換の避けられない不均衡が権力を生み出すのであるという〔ヤ一〇四—一〇七頁〕。

さて、ブラウは政治の合理的モデルを反対政党の成長を説明できないとして強く批判するが〔ヤ四一五、二〇九—一一頁〕、自らは「共通の大義へ人間のエネルギーを動員することによる新しい資源の創造」〔ヤ二二六頁〕と言うだけで、政治について明確な規定を加えているわけではない。彼にとっては、政治の意味を問うことより、現実の政治制度と社会構造の関連を分析するほうが関心あるからであろう。しかし、この規定が暗黙のうちに意味しているのは集合的利益の仮定にはかならない。彼は集合体全体との関連からも権力を説明するのである。それによれば、個人的利益と集合体的利益の対立が、集合体的利益に反する個人的利益の追求を抑制する規範と制裁とを必要としているのである〔ヤ二二〇頁〕。そして、かかる規範的統制の源泉は集団凝集のなかに求められている〔ヤ五三三頁〕。ここでは、他者の支持を失うかもしれないという人々の恐れが統制メ

カニズムとして作用するのであり、単純な社会では社会的是認が、多集団からなる複雑な社会では是認にかわる非人格的拘束が、このメカニズムを支えているのである。そして、非人格的拘束の基本的源泉とされているのが権力なのである（ヤハ五四、一〇〇頁）。こうした説明のなかに、集合体的利益の追求手段としての権力という側面を読み取ることはできるが、社会秩序と権力の関係、特に権力の社会的役割までも読み込むことは不可能である。この理由としては、秩序を前提とする理論展開が秩序と権力についての説明を不十分にしているからであると言えよう。

ところで、ブラウの権力概念から物理的強制力が除去されていることに注意しておかなければならない。もちろん権力も否定的制裁の持つ制止効果に支えられていることにかわりはないが、ブラウによれば、権力の場合は被権力者の主体的受容であるのに対し、物理的強制力の場合には被権力者の主体性がないという違いがあるという（ヤハ八一、一〇五―一〇六頁）。考えるに、交換とは互いの利益を得ようとして互いに自発的に行なう相互作用とされているわけであるから、自発性なき物理的強制力を交換理論の枠内で扱うことは不可能なのである。そうであるならば、権力の行使に対して被権力者が与える同意だけで、形式的に権力の正統性を規定することはできないことになる。同意の内容にまで踏込んで規定する必要があることになる。

**E、正統性の論理的説明**…ブラウは政治権力の正統性につ

いて格別の言及はせず、政治を含めた正当的権威一般について考察する。それによると、「権力の行使は、それに服従するひとにより、かつそれを目撃する他のひとによって、公正の社会規範に照らして判断される。権力をもつ個人または集団が、社会規範に基づいて他者が期待するものに照らして穏当な要求をするとき、他者の社会的是認をかちとる。そしてこの是認は権威を正当化し、権力をもつものの統制的影響力を強固にする」（ヤハ一九七頁）と言う。ここで強調されているのは、不公平な取扱がなされていないこと、および権力について他者が一致して集合的是認を与えていることの二点である（ヤハ一八、五四、一四〇頁）。第一の「公正」という術語の内容についてみると、

「公正な交換」という概念はホマンズの言う「分配的正義」の概念とほぼ同義とされている。すなわち、現行交換率が主に需要と供給により決まるのに対し、人々に期待される内容としての公正に関する基準は、サービスへの欲求とサービス供給に必要な投資とに関連するとされているのである。単純に言えば、投資にみあう報酬という意味に理解しておいてよいであろう（ヤハ一三五、一三九頁）。

ホマンズとの差異が第二点に係わってくる。ブラウは公正ないし正義の原理を明確に社会規範と認定する。ブラウによれば、公正の社会規範が共通価値として交換関係や権力関係を是認することにより、それら関係は正当とみなされるのである（ヤハ一三九、一九六頁）。換言すれば、社会規範の拘束に従う自発的

服従を獲得しえて、権力は始めて權威となるのである。そして、權威となるためには、権力が公正であると人々から是認されている必要がある、この点にこそ統制力の根源があるとされているのである〔ヤ一七九―一八二、一八五、一八七―一八九頁〕。さて、正統性の概念が、秩序の構成要素と考えられる社会規範とこのようにはっきりと関連づけられている点は、ブラウを高く評価しなければならぬものの、肝腎要の規範の出現に関する説明には不満が残ってしまうことになる。それは、人々の服従と権力の正当化をもたらす「共通価値はすでに存在している場合もあり、社会的相互作用の経過から集合体に創発してくる場合もある」〔ヤ一八九―一九七頁〕と説明され、規範と個人とのつながりが消されてしまうからである。

**F、理論の基本的前提**…ブラウ理論の基本的前提を抽出するのは困難である。なぜなら、社会的交換に参加する個人の心理的過程を所与として体系的説明をせず、その都度なにがしかの前提を導入してくるからである。そのような前提のうち基本的と思われるものを思いつくままに列挙構成してみると次のとおりである。

- (1) 人の欲望は社会関係において満たされるのであり、社会関係の終結は最大限の危険を意味している〔ヤ一〇、三九頁〕。
- (2) 人は社会関係の中で誘引感情の充足を求め、是認などの社会的報酬の満足を得ようとしている〔ヤ一〇、一四―一七、三七、五四、一〇〇頁〕。

(3) 人は目的達成のため社会的諸条件の調整に努めている(「ミ」スを含むものとしての合理的選択行動の前提)〔ヤ一五頁〕。

(4) 人には互酬性の期待が本来そなわっている〔ヤ一三、八二、八六、一〇三頁〕。

(5) 社会的報酬の充足がたがいに期待された場合、社会的交換の過程が成立する〔ヤ一七頁〕。

(6) 社会的交換過程の成立と継続は社会的絆を強化し、複雑な社会構造と共通の社会規範とを創発させる〔ヤ一三、一六、二〇、一八七、一九六頁〕。

(7) 交換から共に利益を得るためには、社会的交換に力と詐欺を禁ずる社会規範が必要である〔ヤ一三〇、二三三頁〕。

(8) 行為様式の形式化された規則を作ることすなわち価値を制度化することは、共通福祉の促進に役立っている〔ヤ二二四五頁〕。

(9) 社会的交換に伴われる時間や手段は希少である〔ヤ二二五二八九―二九〇頁〕。

(10) 交換において不均衡を作りだし、権力を獲得しようとする傾向が人にはある〔ヤ二二頁〕。

**G、論理的課題**… 主意主義的行為理論から社会秩序の成立を解明したいという筆者の観点からブラウ理論を検討すると、「規範の創発」という発想に問題が集約されてくる。すでに記したように、社会規範が社会秩序の成立と維持に決定的な役割を果たすと考えられている点では、ブラウ理論も社会学的機能

主義も同一である。ただ、ブラウ理論の特徴は、集団には特定の価値が分有されているかゆえに、交換関係が破綻をきたさず  
に持続すると考えられている点にある（モ二二六三―二六四頁）。  
これでは、理論の欠陥まで機能主義と同一ということになる。

あるいは、集団規範が交換過程から直接に生じると考えられて  
いるゆえに、規範成立の説明を試みたと極めて好意的に評価す  
るとしても、主意主義的説明を目差す立場よりすればその論理  
には飛躍があることになる。ブラウはこの飛躍を「創発的特  
性」として積極的に主張するわけであるが、社会規範の成立を  
創発という論理で説明なしに使用することは、規範成立の説明  
を放棄したも同然である。これでも、パーソンズに対するとは  
別の意味で「規範至上主義」であると言えよう。仮に規範の成  
立が創発的性格を有するとしても、規範を生み出す要因や条件  
を説明することは可能ならずである。彼の言うごとく、彼が社  
会構造の体系的理論を目差しているのではないとしても（ヤ一  
一頁）、次にブラウの交換理論に望まれるのは、規範生成メカ  
ニズムの理論化から始めることにあると言えよう。

彼は次の点をよく強調する。「社会規範は、人々の共通利益  
を守るために集団の相互作用から創発するのである」（ヤ一八  
〇、一八五、一三五頁）。実はこの主張のなかに、理論化への足  
がかりが隠されているはずである。この主張が意味を有するに  
は、共通利益がなぜに生じ守られる必要があるかを、前もって  
示して置かなければならない。そのためには交換行動を引き起

こす基本的心理過程を特定し、交換がなされる条件としての相  
互依存関係の性格を特定し、その条件が強制される理由を特定  
してゆかなければなるまい。なぜなら、創発的特性とは構造内  
の要素間の関係とされているからである（ヤ二三頁）。このよう  
にして特定された解明結果を基本的前提として設定し、そこか  
ら公理演繹体系を構築することが理論化への最良の道であると  
考えられる。それが仮に「心理還元」となるとしても、それは  
しかたのないことである。前項で示した基本的命題群を  
整理統合し、あるいは追加を考えることにより、内的矛盾を解  
消すれば、そこから社会規範とそれに伴う秩序の成立につい  
て体系的理論を構築することは、そのうち可能であると思われ  
る。

## VIII、結びにかえて

本稿は理論構築の予備的検討という性格を与えられているた  
めに、以上の考察から何がしかの結論が引きだされるというわ  
けではない。いずれ何らかの確認が求められなければならない  
としても、それは他領域の検討を済ませてからのことである。  
また、この考察自体が項目別まとめとなっており、あるいは各  
研究者ごとに残された課題の指摘を行ってきたので、改めて  
整理しておく必要もない。それゆえいまは、秩序と権力をめぐ  
る理論社会学の傾向をごく簡潔に展望することで、結びにかえ  
て置きたいと思っている。



ここで取りあげた理論家のほとんどが、明確にあるいは暗黙のうちに想定していることは、人間の基本的傾向にある与件のなかに置いた場合、人間の行動ないし社会関係は特定の形態や構造をとらざるをえないという発想にある。たとえこれが直観にすぎないとしても、これには理論的思考を促す効果があり、この想定それ自体を各めることはできない。多少無理な解釈を施せば、こうした想定に導かれて、デュルケムは社会的事実の存在を、ウェーバーは合理性の出現を、パーソンズはAGILの要件を、ルーマンは複雑性の縮減を、ホマンズは合理的行動の交換を、ブラウは交換取引と権力を、見い出してきたと言えよう。しかし、この想定が有意義な命題となり得たかどうかは、ひとえに「人間の基本的傾向」と「与件」とが明確に規定されていたかどうかにかかっている。本稿が注視してきたのもこの点にこそはかならず、多くの理論がこれら理論前提の多くを明示しないで放置し、曖昧なままに理論展開するという、重大な欠陥を含んでいると要約できるのである。

〔1〕 本稿は、筆者が目標にしている主意主義的権力論における序章部分の準備作業を兼ねているので、序文と結文を除き、それぞれ七項目からなる六節の構成で組み立てられている。

〔2〕 註記は次の方法でなされている。まず本註のように、筆者の断り書きや論文内容に関する場合は、本文中の該当箇所を（ ）内の数字で示し、ここに註記した。次に、本文中で引用し、検討の対象に取りあげ、参考を用いた文献について、文献名とその頁数のみを

明記する場合は、直接に参照した文献一覧（本稿最後に掲げてある）の頭部につけたカタカナと数字を（ ）で包んで表示し、本文中の該当箇所を置くことで、註記とした。なお引用文に対し、筆者が変更ないし加筆した場合には、（ ）のなかに包むことで示し、省略した場合には、……ないし……の記号で示してある。また特に断わることなしに、引用文それ自身に含まれる註記表示や傍点の類は削除し、一部旧字体は新字体へ変更させてもらっている。

〔3〕 デュルケムとウェーバーについては、「社会的行為の構造」（翻訳）を常に参照しながら検討したわけではないが、パーソンズの主張は十分に承知しているので、本節では気づかぬ所でも多くの影響を受けていると思われる。

〔4〕 本節は拙論「ツ」を要約し加筆した形になっているが、本節の文章自体は資料を手許に置かず書き記したものである。ただ、拙論からの影響は免れないゆえに、そこで用いられた引用参照文献は再録し註記すべきかもしれないが、煩瑣となるので省略することにした。註の付け方が大まかであることはお許しをうえ、詳しくは拙論を参照していただきたい。

〔5〕 本節も拙論「ネ」を基礎としているが、前註で記したと同じ仕方ですべて書かれてある。お許しをうえたい。

#### 参照文献

〔ア〕 A・インケルス著、辻村明訳、「社会学とは何か」、至誠堂、一九六七年。

〔イ〕 小川浩一ほか、「社会学的機能主義再考」、啓文社、一九八〇年。  
 〔ウ〕 山口節郎、「間主観性の社会学」、安田三郎ほか編、「基礎社会学」第Ⅱ巻、東洋経済新報社、一九八一年。

〔エ〕 吉沢夏子、「社会学と間主観性問題——主観主義批判——再

- 考——、社会学評論、第三五卷第二号、一九八四年。
- [オ] 厚東洋輔、『主意主義的行為理論』、安田三郎ほか編、「基礎社会学」第I巻、東洋経済新報社、一九八〇年。
- [カ] E・デュルケム著、田辺寿利訳、「社会学的方法の規準」、有隣堂出版、一九六六年。
- [キ] E・デュルケム著、田原音和訳、「社会分業論」、青木書店、一九七一年。
- [ク] 佐々木交賢、『デュルケムの国家と権力』、鈴木幸壽編、「権力と社会」、誠信書房、一九八三年。
- [ケ] 折原浩、『デュルケムとウェーバー』上下巻、三三書房、一九八一年。
- [n] E. C. Cuff and G. C. F. Payne, (eds.), 'Perspectives in Sociology', George Allen & Unwin, 1981.
- [サ] T・パソンズ著、稲上毅ほか訳、「社会的行為の構造3」、木鐸社、一九八二年。
- [シ] M・ヴェーバー著、清水幾太郎訳、「社会学の根本概念」、岩波書店、一九七三年。
- [ス] 厚東洋輔、『ヴェーバー社会理論の研究』、東京大学出版会、一九七七年。
- [セ] T・パソンズ著、厚東洋輔ほか訳、「社会的行為の構造4」、木鐸社、一九七四年。
- [ソ] T・パソンズ、E・A・シルス編著、永井道雄ほか訳、「行為の総合理論をめぐって」、日本評論社、一九六〇年。
- [タ] T・パソンズ著、佐藤勉訳、「社会体系論」、青木書店、一九七四年。
- [チ] T・パソンズ、N・J・スメルサー共著、富永健一訳、「経済と社会I」、岩波書店、一九六六年。
- [ツ] 拙稿、「権力概念の検討——タルコット・パソンズの場合——」、法学研究（慶應義塾大学）、第四三巻第六号、一九七〇年。
- [テ] T・パソンズ著、稲上毅ほか訳、「社会的行為の構造1」、木鐸社、一九八〇年。
- [ト] T. Parsons, "On the Concept of Political Power", in his 'Sociological Theory and Modern Society', Free Press, 1967.
- [ナ] T. Parsons, 'Structure and Process in Modern Societies', Free Press, 1960.
- [ニ] N・ルーマン著、村上淳一・六本佳平訳、「法社会学」、岩波書店、一九七七年。
- [ノ] 山口節郎、「社会と意味——メタ社会学的アプローチ——」、勁草書房、一九八二年。
- [ネ] 拙稿、『ユクラス・ルーマンの権力概念について』、法学研究（慶應義塾創立一二五年記念論文集法学部政治学関係）、一九八四年。
- [フ] 長岡克行、『社会学理論としての社会システム論とハーバマス＝ルーマン論争』、思想、第六八〇号、一九八一年。
- [ハ] N・ルーマン著、土方昭訳、『社会システム論・序文』、思想、第六八〇号、一九八一年。
- [ヒ] 土方昭、『N・ルーマンの「社会学理論——その「基礎構造」と「方法」への一考察——』、思想、第六八〇号、一九八一年。
- [ヘ] N. Luhmann, 'Trust and Power', John Wiley & Sons, 1979.
- [コ] N. Luhmann, translated by Stephen Holmes and Charles Larmore, 'The Differentiation of Society', Columbia U. P., 1982.
- [ホ] 山口節郎、『科学論としての社会学理論——社会の超越論的理論に寄せて——』、思想、第六六七、六六八号、一九八〇年。

- 〔マ〕 G・C・ホーマンズ著、橋本茂訳、「社会行動——その基本形態——」、誠信書房、一九七八年。
- 〔ミ〕 橋本茂、『勢力と公正——ホーマンズの交換理論を中心にして——』、鈴木幸壽編、「権力と社会」、誠信書房、一九八三年。
- 〔ム〕 久慈利武、「交換理論と社会学の方法——理論社会学的アプローチ——」、新泉社、一九八四年。
- 〔メ〕 D・マーチンデル著、新陸人ほか訳、「現代社会学の系譜」、未来社、一九七六年。
- 〔モ〕 P・エケ著、小川浩一訳、「社会的交換理論」、新泉社、一九八〇年。
- 〔ヤ〕 P・M・ブラウ著、間場寿一ほか訳、「交換と権力——社会過程の弁証法社会学——」、新曜社、一九七四年。
- 〔ユ〕 拙稿、『P・M・ブラウ著、間場ほか訳の「交換と権力」についての書評』、法学研究（慶應義塾大学）第四七巻第六号、一九七四年。
- 〔ヨ〕 M・ウェーバー著、阿閉吉男ほか訳、「社会学の基礎概念」、角川書店、一九六六年。
- 〔ラ〕 徳安彰、『行為における「意味」と文化システム——パーソンズとルーマン——』、思想、第七三〇号、一九八五年。
- 〔リ〕 新明正道、「社会学における行為理論」、恒星社厚生閣、一九七四年。
- 〔ル〕 新明正道監修、「現代社会学のエッセンス——社会学理論の歴史と展開——」、ベリかん社、一九七五年。
- 〔レ〕 R・ベンディクス著、折原浩訳、「マックス・ウェーバー——その学問の全体像——」、中央公論社、一九六六年。
- 〔ロ〕 N・ルーマン著、土方昭監修、「システム理論のパラダイム転換——N・ルーマン日本講演集——」、御茶の水書房、一九八三年。
- 〔ワ〕 富永健一、塩原勉編、「社会学セミナー1——社会学原論」、有斐閣、一九七五年。